

未払医療費回収のご案内（サライ法律事務所）

◎ 経営の圧迫

1 未収金の増大

公立・私立を問わず、多くの病院において、未払医療費は、年々ふくれ上がり、最終的には、回収が図れないまま、損金処理なされているのが実状だと思われる。

たしかに、全く支払能力のない患者さんですと、致し方ない面もありますが、大半は、支払えるのに支払わない方たちです。

如何に病院経営の合理化に取り組んでも、未払医療費を回収出来なければ、足を引っ張り、経営を圧迫することになってしまいます。

2 回収効率

もちろん、多くの病院では、スタッフの方々が回収効率を上げようと日々努力されていますが、他のお仕事と掛け持ちで回収を行なおうとしても、中々時間が割けない上に、「少額訴訟」や「支払督促」等の法的手続に乗せたとしても、その後のフォローが不十分であったり、「強制執行」まで踏み切るのに躊躇を覚えるようです。

3 モチベーション

さらに、スタッフの方々が回収効率を上げたとしても、直ちに人事考課や給与に反映されるとは限らず、モチベーションを高めるのは容易なことではありません。

◎ 弁護士が回収を行なう利点

1 回収効率のアップ

弁護士が未払医療費の回収を行なう場合、通常、弁護士名で「催告書」ないし「督促状」を発送し直すことからスタートしますが、病院名でお出しになるよりも、患者さんの反応が良いのが一般です。

また、どのタイミングで、どのような法的措置を講ずるのが最も効果的であるかについても、これまで蓄積して来たノウハウを最大限に活かし、回収効率をアップすることが可能です。

2 本来業務への傾注

「催告書」ないし「督促状」の作成・発送は、当然、弁護士が行ないますし、「訴状」、「申立書」等の作成・提出や裁判所への出頭も、弁護士の役割となります。

また、「合意書」や「和解調書」等で決められた約定を患者さんが守らない場合の電話や書面による督促や強制執行手続も、原則として、弁護士が行なうこととなります。

従って、病院のスタッフの方々は、基本方針の打ち合わせや未収の状況を弁護士に伝えて頂く等、若干ご協力頂く以外には、繁雑な業務から大幅に解放され、本来業務にエネルギーを集中することが可能になります。

3 予防法学

予防医学があるように、予防法学というものがあります。診療費の滞納を予め少なくし、たとえ、紛争化したとしても、スムーズな証拠の提出が可能となるよう書面等により、事前準備する訳ですが、このような予防策もお伝えいたします。

◎ 委任契約に至るまで

1 お打ち合わせ

委任契約を結ぶ前に、①未収金の内容（件数・発生時期・金額等）、②従前の取組み状況、③解決方法のご希望等について、詳しくお聞きいたします。

委任契約を検討なさるための当事務所弁護士とのお打ち合わせにつきましては、無料とさせていただきます。お電話でお問い合わせ下さい。来所日時のご予約を入れさせていただきます。

2 委任内容の決定

次に、協議の上で、具体的な委任事務の範囲や弁護士費用等を決めさせていただきます。

3 弁護士費用：着手金の無料化

当事務所では、未払診療費の回収をお受けする場合、着手金は、頂かず、事件終了時に成果に応じた報酬のみを頂戴することにしてあります。

4 事件終了時点

事件終了には、①最終的に未収金を回収し得た場合以外に、②判決等が確定したときも、一応の区切りと考えています。

というのも、診療報酬は、3年で消滅時効になりますが、判決等が確定した場合、確定時からさらに10年延長され、その間、未払患者さんの経済事情に応じて強制執行等の措置を取ることが可能になるからです。

特に、地域の基幹的な医療機関の場合、未払患者さんが再来院することも多いものと思われませんが（医師法第19条の応招義務・診療義務の問題が生じることになります。）、再来院をきっかけに、未払診療費の支払いを促すチャンスが長期間に亘り、続くことから、ご理解頂けるものと思います。

5 報酬金額

②判決等が確定した場合も、一定の成果が上がったと言えますので、未収金額の1割を報酬として頂戴いたします。

また、判決確定等に至ったか否かを問わず、①実際に未収金を回収し得た場合も、未収金額の一定割合を報酬とさせていただきますが、この割合については、件数や合計未収金額等に照らし、協議の上、委任契約書の中に予め明記させていただきます。

6 実費

報酬金とは別に、通信費・収入印紙代・謄写代・交通費等の実費が必要になります。

◎ お願い

1 スケールメリット

残念ながら、弁護士が委任をお受けしても、未収金の回収率を100%にすることは、困難です。

分母を大きくし、相当数のご依頼の中で回収率を極力引き上げるという方法を取っているため、ごく少数の未収金回収のご依頼には応じかねることもございますので、予めご承知おき下さい。

2 未収金回収の基本的発想

手付かずのままではゼロ、あるいは手間を掛けても人件費等でマイナスになるところを、如何にプラスにするかという見地からご依頼をご検討下さい。

3 古い案件の洗い直し

診療報酬は、3年で消滅時効になりますが、3年が過ぎても、請求権が自動的に消滅するものではありません。

従って、既に3年以上経過している未解決の案件についても、リストアップした上で、ご来所下さい。

以 上